# 西都市景観計画





## はじめに

西都市は、古くは神話の時代から歴史と文化が受け継がれ培われたまちとして発展し今日の景観が形成されています。今日の西都市の姿は、こうした歴史の中での人々の営みの積み重ねによって創り出されました。今ここに住む私たちは、この西都市の景観を先人から譲り受け、後世へきちんと伝えていくの割を担って



後世へきちんと伝えていく役割を担っています。

平成17年に国は、美しい国づくり政策大綱に沿って景観法を制定しました。これに伴い西都市でも今まで守り育んできた、このすばらしい風景を後世へ引き継ぐために、平成19年度より景観条例と景観計画を策定してまいりました。

西都市では西都原古墳群、伝承地を繋ぐ記紀の道、西都市の玄関口である西都に、 雄大な自然を育む杉安峡、まずこれらを含む範囲の景観形成に取り組んでいきたいと 考えています。今後必要な場所については、順次計画を策定して行く予定です。

今後この計画を積極的に展開し、古きよきものを大切にした景観形成を目指し、景観形成を通して「市民が主役」のまちづくりを進めて参りたいと考えておりますので、 今後とも市民の皆様、事業者の方々のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、学識者、市民、各界団体者代表によって構成された「西都市景観計画策定委員会」では熱心にご討議いただき、西都市にふさわしい景観計画を策定することができました。委員の皆様に対して心から感謝申し上げます。また、景観計画策定に際して開催した住民ワークショップにご参加頂き貴重なご意見を頂きました市民の皆様、数多くのご支援を頂きました建築士会西都支部の皆様に対しても心から感謝申し上げます。

平成 22 年 3 月

西都市長 橋田 和実

## 目 次

第1章 景観形成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 1
1.1 景観計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
1.2 景観形成の考え方・・・・・・・・・・・・ 2	2
(1) 景観とは・・・・・・・・・・・・2	2
(2) 景観形成とは・・・・・・・・・・・・2	2
(3) 景観形成の意義・・・・・・・・・・・2	2
1.3 西都における景観の特性と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 西都の景観特性・・・・・・・・・・・・・・ 3	3
1.4 西都の景観形成における主な課題・・・・・・・・・・ 5	5
第2章 良好な景観の形成に関する方針・・・・・・・・	6
2.1 西都の景観における基本的な視点・・・・・・・・・・・ 6	3
2.2 景観づくりの理念・・・・・・・・・・・・・・・ 8	3
2.3 景観形成の目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	)
第3章 景観計画の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 10
3.1 景観計画区域の設定・・・・・・・・・・・・10	)
3.2 景観計画区域における景観形成の基本方針について・・・・11	1

第4章 景観形成重点エリアの景観形成方針・・・・・・	· · 12
4.1 景観形成重点エリアの設定・・・・・・・・・・・・・	12
4.2 景観形成重点エリアの概要・・・・・・・・・・・・・・	14
(1)杉安峡自然公園エリア・・・・・・・・・・・	14
(2)西都原古墳群エリア・・・・・・・・・・・・	16
(3)妻北エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(4) 市街地・商業・住居エリア・・・・・・・・・・・	22
(5) 西都ICエリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第5章 良好な景観形成のための行為の制限・・・・・・	· · 26
5.1 景観計画区域内における行為の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
5.2 景観形成重点エリアにおける行為の制限・・・・・・・	29
5.3 眺望確保範囲の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針・・・	43
6.1 景観重要建造物の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
6.2 景観重要樹木の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項・・・・・	· · 44
第8章 今後の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
8.1 景観形成の取り組み体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
(1)西都市景観審議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
(2)都市計画審議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
(3)行政機関や庁内における連携・・・・・・・・・	50
8.2 市民、事業者による景観まちづくりの取り組み促進・支援・	51
(1)市民意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
(2)協働による景観づくり・・・・・・・・・・・	51
(3)市民の主体的な活動と事業者の協力体制の構築・・・	51
8.3 モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52

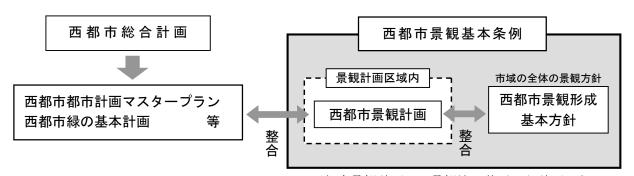
## 第1章 景観形成の考え方

## 1.1 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づくとともに、「第3次西都市総合計画」や「西都市緑の基本計画」との整合を図りながら、愛着と誇りが持てる"ふるさと西都"の景観づくりに向けて、より具体的な方向性、景観基準等を定めた景観づくりのマスタープランである。

今後は、本計画に基づき、景観形成重点エリアの景観づくりを行いながら、地域特性を 活かし、西都の魅力向上に資するよう景観づくりを進めていくものである。

西都市は、市全体の景観形成のための基本方針として「西都市景観形成基本方針」を定め今後の景観形成の方向性を示している。西都市の中で、より積極的に景観形成を図る地域について景観計画を定めていくものとする。



※西都市景観計画は、景観法に基づいた計画である。

## 1.2 景観形成の考え方

## (1)景観とは

景観とは、建物やまち並み、道路、木々の緑、人々の暮しなど私たちが日ごろ目にして

いるまちの様子であり、「風景」と呼んでいるもののことである。

また、海、山、川などの自然環境や建築物、 道路など目に映るまちの姿だけではなく、ま ちの雰囲気や文化的・歴史的な香り、音や光 など、私たちが五感でそこから感じ取る印象 までも含めた幅広いものである。つまり、私 たちが生活している空間や環境そのもので あり、私たちを取り巻く身近な景観を考えて



西都市市街地全景

いくことは、まちのすべてを考えることに通じている。

## (2) 景観形成とは

景観形成とは、自然やまち並み、そして、これらに対する印象を含めて、「美しく魅力 のある景観をまもり、そだて、つくるための一連の取り組み」のことを示している。

また、美しく魅力のある景観は短期間にできるものでなく、そこで生活する人々の長期間にわたる努力の積み重ねによってつくりあげられるものであるため、一人ひとりが日頃から意識して持続的に取り組むことが必要である。

#### (3) 景観形成の意義

景観形成は、快適な住環境をつくり、生活や産業に根ざした個性や文化を創出するとと もに、市民の地域に対する誇りと愛着を育むことにもつながる。

また、古代から受け継がれる歴史と調和した西都の美しく魅力のあるまちづくりを推進することは、訪れる多くの人々の共感を呼び、観光や交流の促進が期待される。

さらに、景観づくりの取り組みを通じて市民意識の向上が図られ、コミュニティの形成や市民活動の活性化など、市民主体の活力のあるまちづくりが推進される。

## 1.3 西都における景観の特性と課題

## (1) 西都の景観特性

西都は、西都原古墳群や多くの史跡、伝承地に象徴されるように、古くは神話の時代から脈々と受け継がれてきた歴史と文化に彩られたまちとして発展した背景を有し、こうした時代ごとの人々の営みが積み重ねられ、現在のまちなみや風景が創り出されている。

このように西都は、そこに住む人たち、訪れる人たちを遥か昔へと。誘う「歴史」というイメージが大きい。また、それを抱いている大いなる「自然」は、西都市の大部分を占める九州中央山地であり、市内を流れる一ツ瀬川や三財川の豊かな水環境である。そこに人間の営みにより形成された「まち」(市街地)がある。西都の景観は、上記の3つの要素で成り立っている。

## ①「歴史」~悠久の時間の流れが息づく歴史都市~

西都はかつて日向の中心地として栄え、古事記・日本書 紀にも記されている神話伝承の場所である。西都原古墳群 を中心に、その周りにはニニギノミコトとコノハナサクヤ ヒメにまつわる神話の伝承地が数多く存在している。

また西都原周辺は、神話の世界を色濃く残すと同時に、 大和朝廷の日向地方の政治と文化の中心地であったこと から、日向国府跡や国分寺跡といった史跡が多く残されて いる。

こうした歴史的文化遺産が織りなす景観が西都の魅力 の一つであり、今後も守り続けていかなければならない重 要な特徴であると言える。



上空から見た西都原古墳群

## ②「自然」~地形の変化がみせる景観のコントラスト~

西都の自然環境は、急峻な九州中央山地の懐に抱かれた山間部、西都原古墳群をはじめ とした数多くの古墳群が所在する丘陵地、一ツ瀬川や三財川が流れ、市街地とその周辺に 広がる農地によって構成される平野部へと連なっている。

山間部は、西都の骨格となる九州中央山地と豊かな生態系によって構成されており、一 ツ瀬川や一ツ瀬ダムなどを含めた、豊かな緑と水を感じさせる構造を有している。

丘陵地は、西都原古墳群に代表される古墳群が数多く所在しており、田園風景と一体となった西都独特の景観を呈している。山地と平野部を繋ぐ、この丘陵地の存在が、西都の自然景観の大きな要素の一つとなっている。

平地部は、市役所などの公共施設が集中する市街地を中心に豊かな田園風景が広がって おり、背景としてある丘陵地と九州中央山地は西都の特徴的な田園都市景観を形成してい る。



ーツ瀬ダム



杉安峡



穂北城跡からの眺望

## ③「社会」~新しい時代への転換を模索する、景観の創出~

西都では一ツ瀬川の下流部に市街地が形成されており、その周辺に田畑を中心とした田 園都市景観が広がっている。

西都は、昭和40年後半から50年代に縫製業関係、平成元年前後に自動車関連企業の立地が相次いだが、近年、バブル崩壊以降の景気低迷や企業の海外進出により、工場閉鎖や工場建設の撤回・凍結が増加しており、社会環境の状況は厳しいものがある。

しかし、東九州自動車道西都ICが開設され、良好なアクセス条件を活かした東九州サングリーン企業団地の開発や企業誘致が進められており、新たな景観の創出が考えられる。



中心市街地全景



市街地周縁部に広がる農地



西都ICからの眺望

## 1.4 西都の景観形成における主な課題

西都における現状の課題を、歴史、自然、社会の観点でまとめると以下の通りとなる。

神話の時代から積み重ねられてきた歴史的環境は、周辺環境との関係性からみた場合、昔から様々な取り組みがなされており、今後も継続し、今以上に向上させていく必要がある。西都に限らず多くの歴史を有する都市において、古墳や史跡の魅力は、そのもの単体で発揮されるものではなく、周辺環境との調和によって生み出されていると考えられる。

史跡や古墳群などの文化遺産そのものが構成する景観と周辺緑地等が一体となって構成する歴史的風土の保全を図っていくことが必要である。

環境保全の観点から見た場合、西都の大部分を占める山地部については、豊かな生態系を有しており、また西都を貫く一ツ瀬川については、河川環境の浄化を推進し、自然と人間が共生していくことが必要である。

また、広がりのある田園都市景観と一体となった古墳群という特徴ある景観を保全していくために、農地を含めた一体的な景観の保全を図っていくことが必要である。

**个工** 中心市街地の活力は近年低下しており、年間およそ 100 万人の観光客が訪れる西都原古墳群は西都の顔として認知されているが、まちなかとの連携が十分でないため、市街地への集客につながっていない現状がある。しかし、公共、商業、交通の要衝は、中心部に集積しており、中心市街地の活性化と同時に、求心力を持った西都の市街地の景観を創出していく必要がある。

また、今後新たな交通の要衝として位置づけられる、西都IC周辺については、春田バイパス、東九州自動車道、サイクリングロード、一ツ瀬川を含めた、一体的な景観形成を行っていくことが必要である。

## 第2章 良好な景観の形成に関する方針

#### 2.1 西都の景観における基本的な視点

西都の景観形成における課題や景観の現状を踏まえ、効果的かつ効率的な景観形成の推進を見据えた景観計画を策定するために、西都市全域の景観における基本的な視点を以下に整理する。

#### 西都の景観における基本的な視点

- ①歴史の息づく個性的な景観の再発見
- ②景観の基盤をなす自然環境の保全
- ③西都の印象を高め、イメージを強調
- ④引き継いでいく西都の風景
- ⑤市民自らの活動

## ①歴史の息づく個性的な景観の再発見

西都は、丘陵地の緑を背景に、史跡、伝承地といった歴史的環境が保全された地区、これに一体となって広がる中心市街地、なだらかに一ツ瀬川を中心に美しく広がる農地や市域の大部分を占める山林部等、地域ごとに特徴ある景観となっている。

しかし、これらの景観は市民に親しみがあるものの、観光客の目を印象深く引きつけるものとはなっておらず、わかりづらいものになっている。また、銀鏡神楽などの山間部の伝統的な祭り等と一緒に守られてきた山村集落の景観についても多く知られている状況にない。

こうした、歴史的な裏付けにより形成されてきた西都の誇りうる景観を普段の生活の中で気付く機会を創出し、市民の景観に対する関心を高めていくことが重要である。

## ②景観の基盤をなす自然環境の保全

西都の北部及び西部は広大な九州山系に属し、市域の8割近くが山林である。これらの 山林は、西都の緑豊かなイメージを醸し出しており、市街地、丘陵地の背景として、西都 の景観基盤を形成している。

市内を流れる一ツ瀬川は、この山林を流下して市街地に至っており、西都の景観を形成する要素のひとつとして位置づけることが出来る。また、山間地域に古くから形成されている山村集落の景観も重要な景観である。

しかし、山林内の生態系や一ツ瀬川等の河川環境が悪化している現状を考慮すると、景観の保全と自然環境の保全を一体的に図り、自然と人間との共生を図っていくことが重要である。

さらに、運動、健康、自然観察などを目的としたレクリエーション活動への利用を促進する機会を創出することで、自然環境の保全や利活用について市民の意識を高めていくことが必要である。

## ③西都の印象を高め、イメージを強調

西都の景観全体が西都原台地等から一望できるという地形的特徴をもっている。しかし、まちなかに入ると他都市と似通った道路景観や建物等の施設景観がこれといって特徴のない都市景観を形成しており、西都の印象をあいまいにしている。

このように西都の景観を印象づける重要な要素は、遠景での周辺景観との調和、近景での統一性や親しみやすさであり、これを向上させるよう景観形成を図ることが西都の景観の印象を高め、強調していく上で重要である。

## 4引き継いでいく西都の風景

古いものと新しいものが共存している西都の景観は、新旧が渾然一体となって景観を形成している。

公共施設及び産業施設は、近代的な素材や形状で構成されている。特に西都 I C付近では、広告看板やサインの設置等により景観の変化が起きつつあり景観の悪化という点で課題を残している。

今後、歴史、自然、生活等、地域ごとの特性に合わせ、建物等の素材や形状を生かしながら、より良い風景を後世に引き継いでいくことが重要である。

## ⑤市民自らの活動とその支援

史跡や伝承地等の存在は、西都の都市構造だけでなく、人々の意識に大きな影響を与えてきた。ところが最近では、都心部に形成している住宅街や商業施設、サービス産業等により、機能性を重視した画一的な景観が形成されてきた。しかし、山間地域では歴史・文化を継承しながら山村集落の景観が形成されてきた。

今後の景観形成やまちづくりには、市民が自主的に関わり、西都のあるべき姿を目標に描いて、地域ルールをつくるなどして、市民自らの手で維持活動等を実施していくことによる快適で個性のある景観形成が重要である。また、事業者も市民のルールに従いより良い西都の景観形成に寄与していくように協力していくことが重要である。

## 2.2 景観づくりの理念

西都は、西都原台地を中心に、一ツ瀬川、三納川、三財川沿いに連なる田園の緑からなるバランスのとれた自然地形のうえに独特の風土、文化を培ってきた。古代日向の都を西都のまちの原点として悠久の歴史が経過した今も、この自然と風土、文化が西都の誇りであり、次代に伝えていくべき宝である。

景観とは、こうした自然の大地に人々が道を通し、建物を建て、生活の場を整えてきた 人の営みによりつくられてきた姿である。このような景観は、その時代時代の先人達がそ れぞれの想い、考えをもって行ってきた活動のなかで、長い年月の間積み重ねられてきた、 まちへの愛着とこだわりの表れと言える。

西都は、日本のふるさととして古代日本史を彩る「日向の都」として栄えて以来、交通の要衝に位置づけられ、多くの人々、文化の往来、交流を通して、歴史の重要性が語られる舞台としての顔となる景観がつくられてきた。さらに、「神々の誕生した地」として、西都原古墳群と共にニニギノミコトとコノハナサクヤヒメの愛の物語等が残されている。このように西都の景観は、宮崎県の観光の顔としても、重要な位置づけにある。

歴史と大地の絶妙なバランスの中で広がる西都は、緑を背景とする歴史環境への眺望といった大きな構図の景観から、くらしの場の中心市街地や住宅地の身近な景観までそれぞれの特徴を有している。これらの特徴ある景観を保全することにより、市民は良い景観を再認識し、誇りの気持ちが醸成され、結果として景観に対して市民参加を促すことになる。

また、市内のそれぞれの地区には、様々な価値観を持った市民や事業者の生活や活動がある。一定の方向性が必要となる景観形成は、そこで生活する人々の意志や行動にかかっているといっても過言ではない。西都における景観形成の取り組みは、市民、事業者、行政の三者が互いに納得できる景観のあり方を十分話し合い・協議して、その地区ならではの個性と魅力あるまちづくりを協働して行っていくことを基本とする。

## 基本理念

良好な景観は、西都市の歴史や文化とともに、現在の都市を形成してきた市民の創意と固有の自然、風土等を次の世代に引き継ぐため、魅力ある西都市の景観が保全、育成されるとともに、将来に向けてさらに良好な景観を創造していくことを目指して形成されなければならない。

## 2.3 景観形成の目標

西都がこれから取り組んでいくべき景観形成の目標は以下の6つにまとめられる。これらの目標の設定に関しては、総合計画に掲げられた目標を基礎にして、景観の形成に対する視点を盛り込んだものである。

## <総合計画での目標>

## <景観形成の目標>

## 歴史と自然により形成された山村の景観づくり

昔より山林に形成されてきた山村集落の景観を保全し、この伝統的な山村の景観を継承し育てることを目指していく。

## 緑の大地、一面に広がる大空等のおおらかな自然景観づくり

西都の美しい景観を構成するシンボルとなる西都原台地と中段域、 それらをつなぐ歴史的環境と川、農地による大らかな自然景観を守 り、育てていく。

## 日本のふるさとに出会える落ち着きと誇りを持った景観づくり

西都の自然景観の原型となっている歴史の活用や山村で守り受け継がれている祭りや山村集落の景観等、次世代に引き継げる景観形成を 目指していく。

#### 水と緑が創り出すうるおいのある景観づくり

自然景観の基盤となる山林の緑、丘陵地の斜面林などこれらの自然 環境を保全し、うるおい豊かな景観形成を目指していく。

## 市民、事業者、行政が協力して、自らが考えていくまちづくり

自らの地域は、自らの知恵と工夫によってつくり、事業者はそれを サポートし、その中で、市民、事業者、行政の三者によりつくってい く姿勢を、まちづくりの意識と景観形成のルールによって育てていく。

## 将来に向けて魅力ある景観の保全と創造

歴史、自然、都市が一体となった西都の景観を再評価し、将来に向けて残していく資産として守り育てていく。

## 西都市景観計画

## 第3章 景観計画の区域

## 3.1 景観計画区域の設定(景観法第8条第2項第1号関係)

景観計画区域については、西都市において必ず守るべき西都原古墳群や土地利用が変更 され易い都市計画区域、また都市計画区域に近接する県立自然公園となっている杉安峡周 辺を選定する。

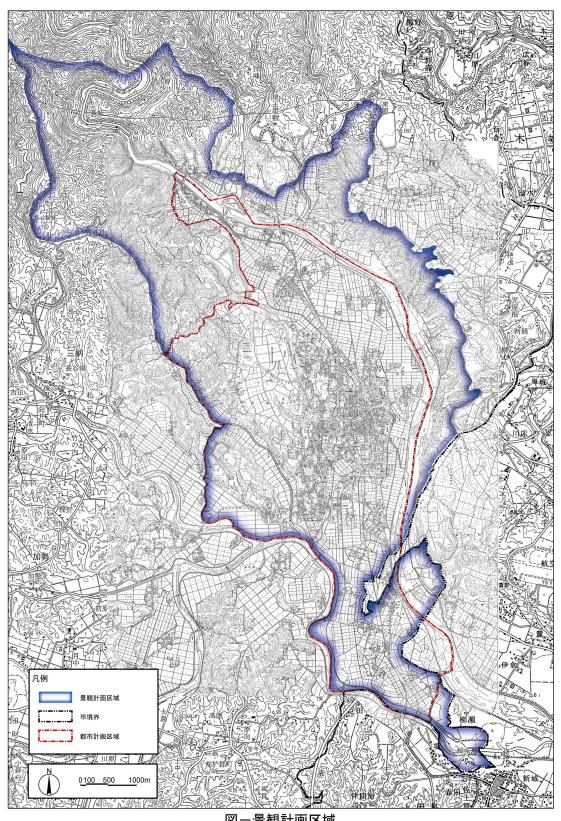


図-景観計画区域

## 3.2 景観計画区域における景観形成の基本方針について

## (景観法第8条第2項第2号関係)

西都の市街地は、都萬神社を中心に住宅や商店街が形成されている。また、集落の周辺には、田畑やビニールハウス等の農地が広がっている。加えて、背景となる九州中央山地の山並みが西都の景観をかたちづくっている。九州中央山地からの吹き下ろしの風を防ぐために、防風垣として垣根山が設置されており、平地部の特徴ある景観となっている。また、西都を流れる多くの河川は景観資源として重要であり、景観形成において欠かせないものとなっている。

その中でも、歴史、観光の拠点である西都原古墳群や杉安峡は特徴的な景観が形成されている。それらについては、景観形成重点エリアとして設定し、景観形成重点エリアごとの景観形成の基本方針を第4章に示す。

ここでは、西都の魅力である田園都市景観を保全するため、景観計画区域における景観形成の方針を以下に示す。

#### 景観計画区域内における景観形成の基本方針

## 古きよきものを再生し活かした田園景観づくり

- ① 景観計画区域内にある社寺院や古い民家を活かし、昔ながらの田園景観づくりを行う。
- ② 一ツ瀬川や桜川等の河川を活用保全し、農地と一体となった田園都市景観づくりを行う。
- ③ 冬の九州中央山地からの風を防ぐ防風垣(垣根山)の保全や鎮守の森の再生を行う。



## 第4章 景観形成重点エリアの景観形成方針

## 4.1 景観形成重点エリアの設定

西都は、他では見られない貴重な歴史的価値を有する場所があり、それらが美しく、特徴的な景観を形成している。そこで、景観計画区域内において、景観的に重要で特徴的な景観を形成しているエリアについて景観形成重点エリアを定める。

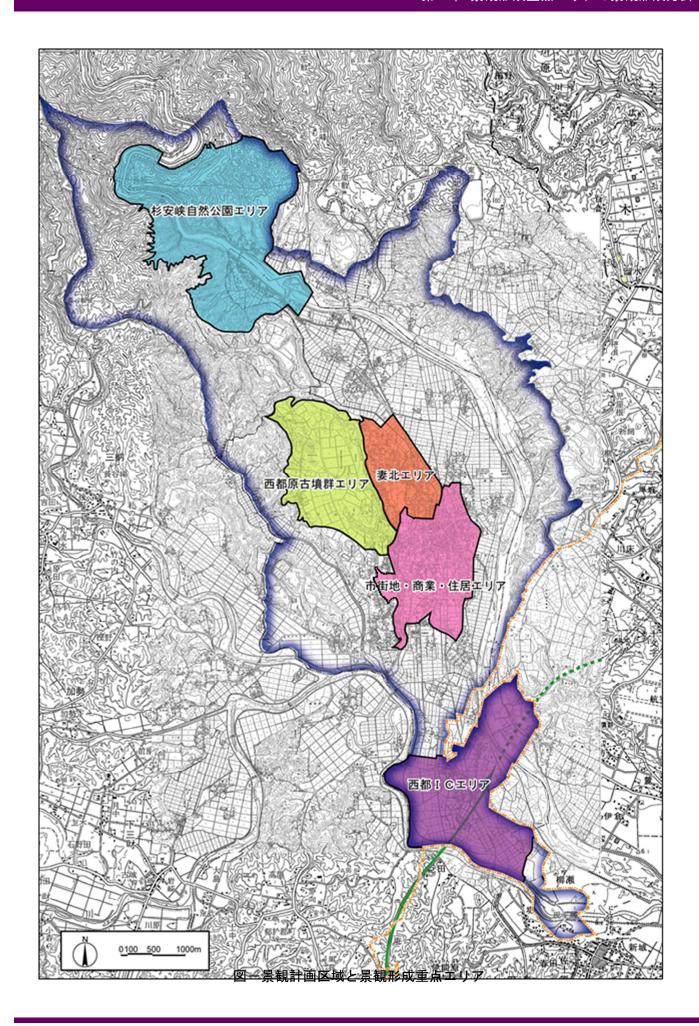
その景観形成重点エリアの考え方を以下のように設定する。

- ①景観資源の周辺等で景観形成を一体的に推進する必要があるエリア
- ②市街地の発展や農地の転用等の開発により、景観が大きく変更されることが想定されるエリア
- ③良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進するエリア

上記の項目に踏まえ、景観計画区域内に景観形成重点エリアを以下に示す5エリア指定する。なお、上記の設定条件に該当するエリアについては新たに景観形成重点エリアとして指定することができるものとする。

#### 表一景観形成重点エリアとエリア概要

景観形成重点エリア	エリアの概要	
(1) 杉安峡自然公園エリア	県立自然公園に指定されている杉安峡からは、西都市の中でも自然が残された眺望を得ることができ、今後引き継いでいく大切な景観を有するエリアである。	
(2) 西都原古墳群エリア	西都市の特徴である西都原古墳群が位置しており、今後保全していく必要のあるエリアである。	
(3) 妻北エリア	日向国府跡をはじめとした史跡や、現在整備を進めている記紀の道沿いに点在する伝承地があり、 歴史と生活が融合するエリアである。	
(4) 市街地・商業・住居エリア	西都市の中で最も賑わいや活気にあふれており、 将来的には、西都原古墳群エリア、記紀の道から 多くの観光客を呼び込むエリアである。	
(5) 西都ICエリア	東九州自動車道の延伸により、西都市の表玄関として位置づけられ、西都市への来訪者にとって、 最初の印象を受ける場所となる。開発等による改 変の恐れが最も高いエリアである。	



## 4.2 景観形成重点エリアの概要

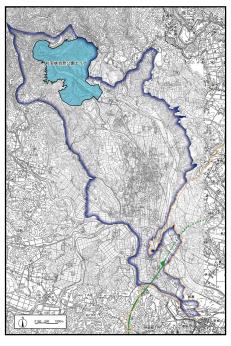
## (1) 杉安峡自然公園エリア

一ツ瀬川が形成した杉安峡は、山紫水明の地とされ 「日向の嵐山」と称されている。春はサクラ、初夏はア ジサイ、秋はモミジなど四季折々の美しい景観が楽しめ るエリアである。

また、エリアが西都原杉安峡県立自然公園に指定されており、緑あふれる森林、高塚山森林公園からの眺望、河川公園など、市民や来訪者の憩いや安らぎの場として親しまれている。

これらの自然環境は生態的見地からも非常に重要であり、また身近に自然を感じることができる場所として計画的な整備が必要である。

都市計画マスタープランでは、このエリアは西都原古 墳群とともに「観光レクリエーションの拠点」に設定さ れている。



図ー杉安峡自然公園エリア位置図



春の桜



杉安橋から右岸河畔林を望む



高塚山からの眺め



夏の紫陽花



杉安井堰



土地改良歴史資料館

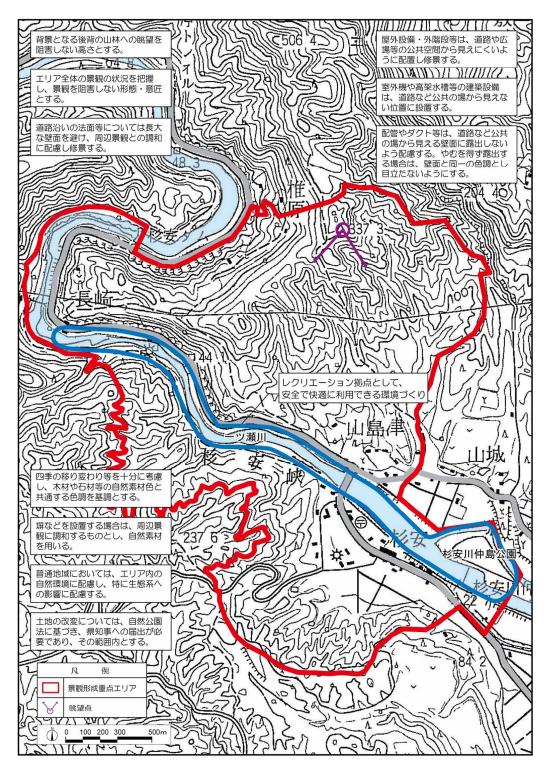
## 現状の課題の整理

- ・貴重な自然資源や生態系に配慮した景観づくりに努め、西都市の重要な景観資源として保存することが求められる。
- ・エリアを流れる一ツ瀬川では、市民が身近に自然にふれることができる体験学習の場として、自然豊かな河川景観の保全が求められる。

#### 景観形成の基本方針

## 緑と水の自然環境を守り、未来に受け継いでいく景観づくり

- ①貴重な自然資源や生態系に配慮した景観づくりに努める。
- 2今ある自然を保全し、未来に受け継いでいく景観づくりに努める。
- ③エリア内の建築物や工作物については、背景の自然に調和した景観づくりに努める。



図ー杉安峡自然公園エリア景観形成方針

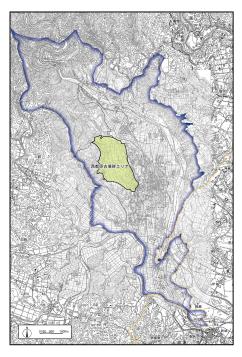
## (2) 西都原古墳群エリア

本エリアは、市民にとって財産であり、誇りである西都原古墳群の農地と墳墓の起伏が織りなす壮大な景観が大きな特徴となっている。

東西2.6km、南北4.2kmの広い地域に点在する古墳群は 周囲が大自然に包まれ、300余基の古墳数を有している。

昭和27年には国の特別指定を受け、その後「風土記の 丘」第一号として古墳と自然が調和した歴史的景観を維 持保存するために整備が行われた。

またエリアの全域が西都原杉安峡県立自然公園の範囲である。自然公園内は、第2種特別地域と普通地域に分かれており、それぞれ工作物等の設置に関しては、許可、届出が必要になっている。



図ー西都原古墳群エリア位置図



鬼の窟古墳



秋のコスモス



エリア内に広がる農地



西都原考古博物館



古代生活体験館

## 現状の課題の整理

- ・自然公園法に基づく工作物の規制があるが、案内板や店舗等の色彩、素材といったきめ細かな点での指針が必要である。
- ・古墳群の背景となる農地とそこでの営農活動を保持していくための、適切な維持管理が必要である。
- ・中段域からの斜面林が民有林であり自然公園区域でないため個人による改変がされやす い。

## 景観形成の基本方針

## 市民の誇りある共有財産として、西都の顔となる歴史的景観づくり

- ①古墳群の背景となる農地の保全に努める。
- ②魅力ある歴史的景観の保全のため、景観の誘導に努める。

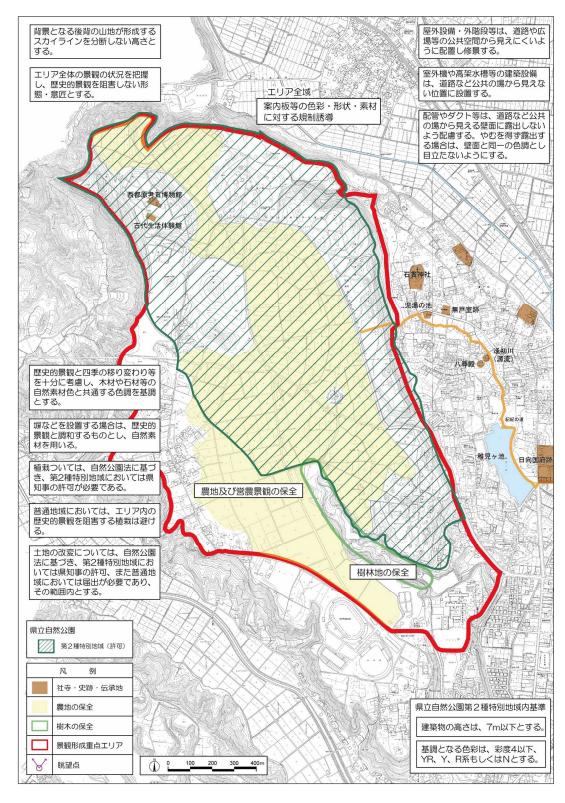


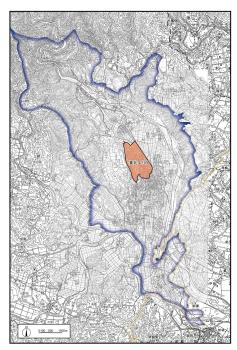
図-西都原古墳群エリア景観形成方針

## (3) 妻北エリア

古代日向の都として賑わった妻北は、細い路地の多い特徴的な景観を呈しており、古くから形成されたまちが当時の面影を残している。

エリア内は、樹林地や住宅の生垣によって構成されるまとまりのある緑や稚児ヶ池等の良好な自然環境が多く残されている。また、児湯の池から稚児ヶ池までは、逢初川が多くの伝承地に沿って流れており、これらの水辺は周辺環境と一体となって、西都市の歴史を物語るうえで非常に重要であると言える。

生活の場として本エリアを見た場合、周辺部の区画整理がなされた新しい住宅地に比べ、古くからある家屋が今なお数多く残っており、混在する田畑等の農地と一体となった特徴的な景観を有している。



図ー妻北エリア位置図



稚児ヶ池



逢初川と記紀の道



石積と生垣



住宅の柿の木



瓦屋根の和風家屋



農地と後背の樹林地

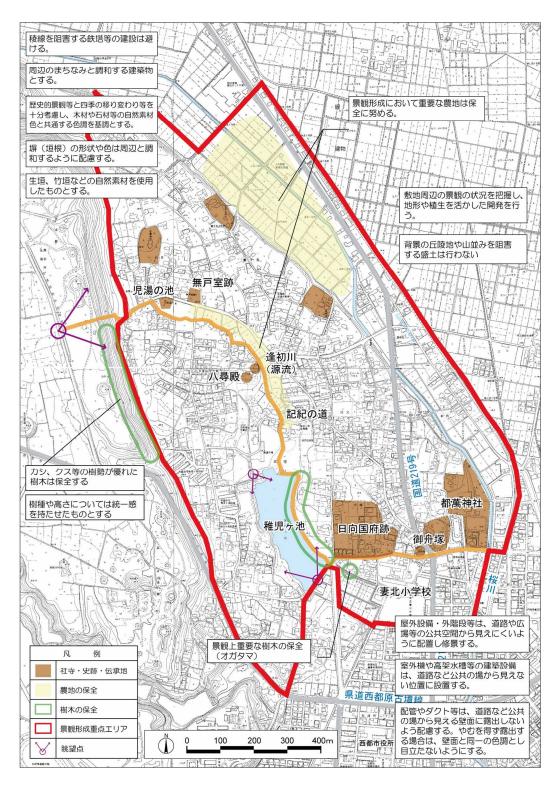
#### 現状の課題の整理

- ・歴史的な雰囲気を保持するため、稚児ヶ池や農地を含めた自然環境の保全と共に、史跡周辺や「記紀の道」沿いを中心として、西都の歴史を物語る景観を守り育てていくことが必要である。
- ・エリア内の細い路地は、特徴的な景観要素となっているが、生活の利便性向上や防災面等 の安全性に配慮しながらその特徴を生かしていくことが重要である。

## 景観形成の基本方針

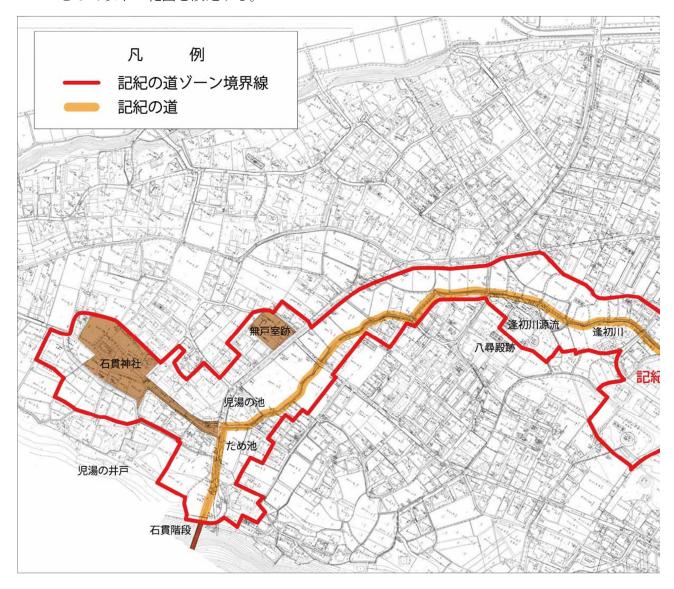
## 伝承地と文化財を活用し、記紀の道を中心とした景観づくり

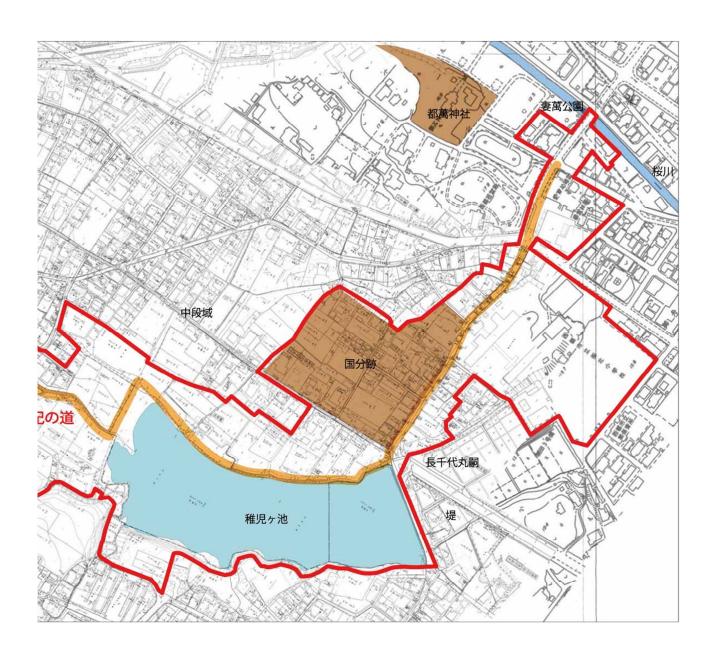
- ①「記紀の道」周辺の水田を活用保全した景観づくりを行う。
- ②昔の面影を継承し、新旧の調和に配慮した景観づくりを行う。



図ー妻北エリア景観形成方針図

記紀の道周辺については、特に景観形成上重要な場所であるため、「記紀の道ゾーン」 として以下の範囲を設定する。





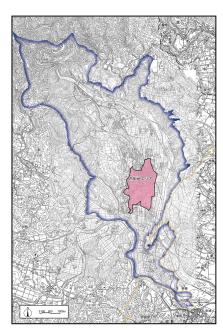
## (4) 市街地・商業・住居エリア

本エリアは、商業、事業系の施設を中心に形成されており、そのまわりに農地が混在した住宅地が広がっている。

80年代前半の市街地再開発により、本エリアを中心に活 況を呈したが、その後、過疎化、少子高齢化、また郊外型 大型店舗の出店等の要因が重なり、中心市街地は衰退して いる状況にある。

また、周辺に位置する農地や、エリアの東側を南北に流れ市民に広く親しまれている桜川などといった良好な自然環境を有している一方、郊外型の店舗等の出店や新規の宅地開発等により、赤や黄色といった会社のイメージ色(コーポレートカラー)の建築物が多くみられる。

エリア内の商店街は、賑わいを取りもどし活気にあふれた、地域性豊かなショッピングや散歩ができる空間づくりが必要である。



図一市街地・商業・住居エリア位置図



中心部の様子



閑散とした商店街



桜川



近年出店した店舗



幹線道路沿いの商業施設



住宅地の中の様子

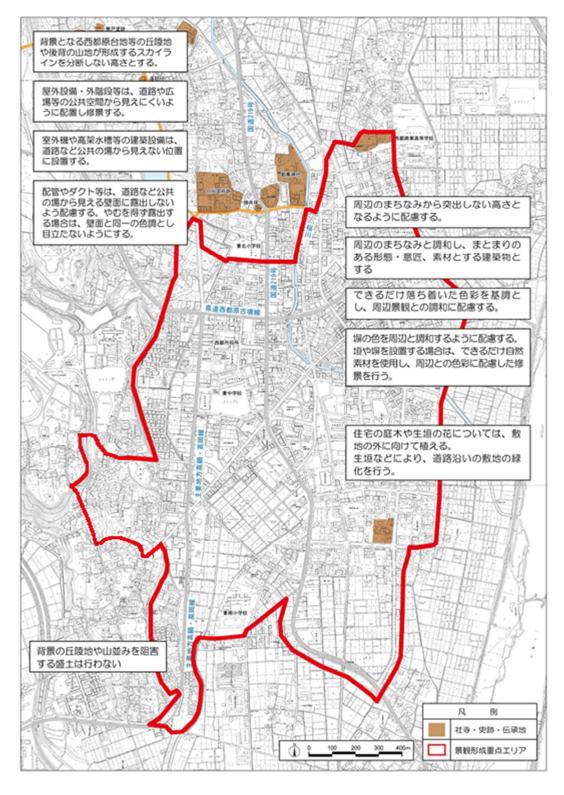
## 現状の課題の整理

- ・国道219号等の幹線道路は屋外広告物が多く、西都のまちの表情としてのまちなみづくり が必要である。
- ・背景の山がつくりだすスカイラインや西都原台地の緑への眺望を損なわないよう、建物の 高さに配慮し、つながりを持った景観づくりに配慮する必要がある。
- ・桜川を始めとした自然環境を保全していく必要がある。

## 景観形成の基本方針

## 西都の中心拠点として、まちの賑わいや活気につながる景観づくり

- ①活気あふれる西都のまちのイメージにあう景観づくりを行う。
- ②背景の山や丘陵地への稜線等周辺景観とのつながりに配慮した景観づくりを行う。

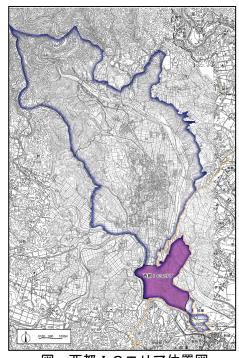


図ー市街地・商業・住居エリア景観形成方針図

## (5) 西都 I Cエリア

西都の新しい玄関口としての役割を担うエリアであり、今後開発を伴う土地利用が加速度的に進むことが想定される。

幹線道路及びその沿線は、まちの中心地や観光拠点に向かう、西都市の顔としての景観づくりの必要性が地域からの意見として挙げられており、開発と景観形成の適切な誘導が必要である。



図一西都ICエリア位置図



東九州自動車道



西都IC周辺の幹線道路



西都ICからの眺め



春田バイパスからの眺め



国道 219号 (春田バイパス)

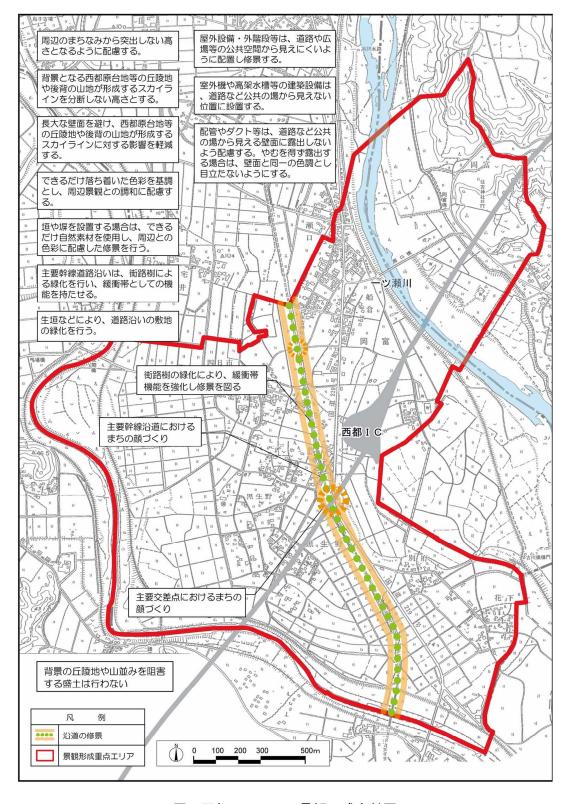
## 現状の課題の整理

- ・今後立地が予想される商業、事業系施設については、周辺景観との調和に配慮したものと する必要がある。
- ・屋外広告物や観光地への案内板の色や形状について、周辺景観を阻害しないよう配慮して いくことが必要である。

## 景観形成の基本方針

## 西都の玄関口としての景観づくり

- ①九州中央山地の風景を大切にし、西都の顔となる景観づくりを行う。
- ②市街地や西都原古墳群への幹線道路は、西都の玄関口にふさわしい景観づくりを行う。



図ー西都ICエリア景観形成方針図

## 第5章 良好な景観形成のための行為の制限

## 5.1 景観計画区域内における行為の制限(景観法第8条第2項第3号関係)

景観計画区域内において、景観法第16条第7項第1号から第10号の行為を除き、以下に示す届出の対象となる行為に該当するものについて、計画段階での事前協議及び景観法第16条に基づく市長への届出が必要となる。また、景観計画区域では、届出の対象となる行為の有無に関わらず景観形成基準に準拠するものとする。

## ■届出の対象となる行為

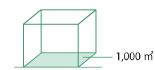
## 1 建築物の建築等

以下に該当する規模の建築物の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる 修繕又は模様替え若しくは色彩の変更を行う場合

高さ15mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるもの



| |15mを超える







良好な都市環境及び居住環境を保全、創出するため、地域の景観に与える影響の大きい建築物を届出の対象としている。

## 2 工作物の建築等

以下のいずれかに該当する規模の工作物の建設、築造又は外観を変更することとなる形 状若しくは色彩の変更を行う場合

- ①擁壁、垣(生け垣を除く)、さく、門、塀 その他これらに類するもの
- ・高さ 3m を 超えるもの



- ②煙突、排気塔、高架水槽、冷却塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- ・高さ 10m を 超えるもの



- ③コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これ らに類するもの
- ・高さ 15m を 超えるもの



- ④記念碑、沿道モニュメントまたはこれら に類するもの
- ・規模に関わらず すべてのもの



#### モニュメントとは

事物や事象を象徴的に示す目的のために作られた像や建造物等の総称である。

- ⑤アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント、ゴルフ練習場、 屋外における物品の集積又は貯蔵の用に供する施設、自動車車庫等の立体駐車場、大型 遊具施設、ゴミ焼却等の処理施設その他これらに類するもの
- 高さが 10m を超えるもの又は 敷地面積が 1,000 ㎡を超えるもの





- ⑥太陽光発電設備その他これらに類するもの
- 設置面積の合計が 1,000 ㎡を超えるもの又は 出力が 50kw 以上のもの



工作物にはその機能に応じて様々な形状のものがあるため、地域の景観に与える影響が大きいものについて届出の対象としている。

## 3 開発行為

・当該行為の土地の面積が 3,000㎡を超えるもの



開発行為は、主に郊外地域で行われる大規模な住宅団地開発等の自然景観に与える影響が 大きい行為について届出の対象としている。

#### 4 木竹の伐採

#### 1)斜面林等の伐採

・伐採面積が300㎡を超える伐採(ただし、通常の維持管理は除く)

木竹の伐採の行為後に地肌が露出し、眺望景観に与える影響が大きい斜面林等の伐採について届出の対象としている。

#### 2) 生活空間における樹木の伐採

- ・高さが10mを超える樹木の移植もしくは伐採をするとき
- ・ 社寺林を伐採するとき (ただし、通常の維持管理は除く)

生活空間にある樹木のうち、伐採、移動等により周辺景観に与える影響が大きい行為について届出の対象としている。

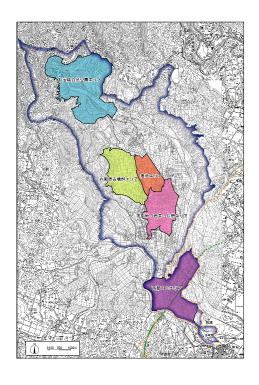
## ■景観計画区域内の景観形成基準

項	目	行為の制限				
	基本的 事項	○建築物・工作物を設置する際には、敷地周辺の景観の状況を把握し、施設の性格や地域の特性に応じて、地域全体として調和のとれたものとなるよう努める。				
	高さ	<ul><li>○西都市の特徴的な眺望景観である西都原台地を始めとする丘陵地への眺望を阻害しないように高さに配慮する。</li></ul>				
建築物・工作物の	形態	るよ	うに配慮する。			
建設等	意匠			景観や市民に親しまれている景 事しないよう、形態・意匠に配慮		
	屋外設備	<ul><li>○屋外設備類は、外壁と調和した部材で遮蔽するか、目立たないデザインとする。 やむを得ず露出する場合は、外壁の色彩と揃える。</li><li>○駐車場、駐輪場は、周辺のまちなみの連続性に配慮したものとするためできる 限り植栽等による修景緑化とする。</li></ul>				
		安とて	○外観の基調色は、できるだけ落ち着いた色彩を基調(各面において2/3以上を目安とする面積)とし、周辺景観との調和に配慮する。 ※外観の基調色は、以下の値とする。			
			色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	その他の色相	
			基準値	彩度6以下	彩度5以下	
色彩		以下に示すものは上記の限りではない。 ①アクセント色として着色される部分(各壁面及び屋根面の鉛直投影面積又は水平投影面積の5分の1まで) ②表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色 ③市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの。 ・質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの。 ・植栽等で遮蔽されており、景観を阻害しないもの				
敷地・外様	<b>\$</b>	○塀等を設置する場合は、まちなみと調和するように配慮する。また、緑化等による修景を行うことが望ましい。				
②生垣などにより、できるだけ敷地の緑化に配慮する。なお、植栽に際し 緑化 種や樹木配置を考慮する。 ○樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かす。						
<ul><li>太陽光発電設備</li><li>○太陽光パネルの色彩は黒または濃紺もしくは低彩度、低明度、低度ないものとする。</li><li>○主要な眺望点や主要な道路から見た場合に景観を阻害しないよう構施すこと。</li></ul>						
開発行為 ○敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を活かしです景の丘陵地や山並みを阻害する盛土は行わない。			した開発を行う。			
木竹	斜面林等	○既存の	の景観を極度に	系の範囲は必要最小限とする。 こ損ねることのないように配慮す た景観上の役割に配慮し、樹林地の		
の伐採	生活空間 における 樹木	<ul><li>○既存の景観を極度に損ねることのないように配慮する。</li><li>○樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなどする。</li></ul>				

## 5.2 景観形成重点エリアにおける行為の制限

景観形成重点エリアにおいて、以下に示す届出の対象 となる行為に該当するものについて、計画段階での事前 協議及び景観法第16条に基づく市長への届出が必要で ある。

また景観形成重点エリアは、景観上重要なエリアであることから各エリアの景観特性に応じたより良い景観を形成するための基準としている。景観形成重点エリアの景観形成の方針を理解し、より良い景観の形成に努めるものとする。



## ■届出の対象となる行為

行為の項目	届出の対象となる行為及び規模
建築物・工作物の新築、増築、 改築若しくは移転、外観を変更 することとなる修繕若しくは模 様替え又は色彩の変更	・建物の新築 ・床面積 10 ㎡を超える増改築・移転、大規模な修 繕・模様替え ・敷地面積 100 ㎡を超える用途変更
開発行為	・都市計画法第四条第十二項に規定するもの
木竹の伐採	<ul> <li>・伐採面積 100 ㎡を超える伐採         <ul> <li>高さ 10m を超える樹木の移植もしくは伐採</li> <li>・社寺林の伐採(ただし、通常の維持管理は除く)</li> </ul> </li> </ul>

29

西都市景観計画

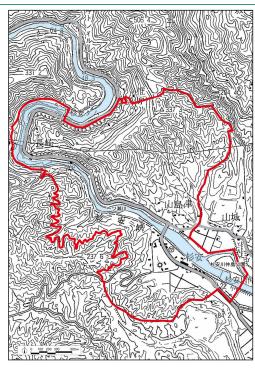
# ■杉安峡自然公園エリアの景観形成基準

杉安峡自然公園エリアの景観形成の基本方針

# 緑と水の自然環境を守り、未来に受け継いでいく景観づくり

項	目		行為の制限	ł		
	基本的事項	○建築物・工作物を設置する際には、敷地周辺の景観の状況を把握し、施設の性格や地域の特性に応じて、地域全体として調和のとれたものとなるよう努める。				
	高さ	阻害しないよう	な眺望景観である西都原台 に高さに配慮する。 後背の山林への眺望を阻害			
建築物・工作物の建設等	形態 ・ 意匠	するように配慮 ○エリア全体の景	山並みを意識し外壁に自然 する。 観の状況を把握し、景観を 等については長大な壁面を	阻害しない形態	<ul><li>意匠とする。</li></ul>	
<b>屋外</b>				ら見えない位置に 露出しないよう配 し目立たないよう		
建築物・コ色彩	□作物の	○配車場、配輪場は、周辺のよりなみの屋配性に配慮したものとするためできる限り植栽等による修景緑化とする。  ○外観の基調色は、四季の移り変わり等を十分に配慮し、木材や石材等の自然素材色と共通する色調を基調(各面において2/3以上を目安とする面積)とし、周辺景観との調和に配慮する。  ※外観の基調色は、以下の値とする。    色相				

項	目	行為の制限
敷地・外様	<u>‡</u>	<ul><li>○塀などを設置する場合は、周辺景観に調和するものとし、自然素材を用いるように配慮する。</li></ul>
緑化		<ul><li>○県立自然公園の普通地域内においては、エリア内の自然環境に配慮し、特に 生態系への影響に配慮する。</li><li>○生垣などにより、できるだけ敷地の緑化に配慮する。 なお、植栽に際しては樹種や樹木配置を考慮する。</li><li>○樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かす。</li></ul>
□ 太		<ul><li>○太陽光パネルの色彩は黒または濃紺もしくは低彩度、低明度、低反射で目立たないものとする。</li><li>○主要な眺望点や主要な道路から見た場合に景観を阻害しないよう植栽で修景を施すこと。</li></ul>
開発行為		<ul><li>○敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を活かした開発を行う。</li><li>○背景の丘陵地や山並みを阻害する盛土は行わない。</li><li>○土地の改変については、自然公園法に基づき、県知事への届出が必要であり、その範囲内とする。</li></ul>
木竹の伐採	斜面 林等	<ul><li>○目的に応じて、伐採の範囲は必要最小限とする。</li><li>○既存の景観を極度に損ねることのないように配慮する。</li><li>○樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなどする。</li></ul>
<b>以</b> 法本	生活空間 における 樹木	<ul><li>○既存の景観を極度に損ねることのないように配慮する。</li><li>○樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなどする。</li></ul>



杉安峡自然公園エリア位置

# ■西都原古墳群エリアの景観形成基準

## 西都原古墳群エリアの景観形成の基本方針

# 市民の誇りある共有財産として、西都の顔となる歴史的景観づくり

	りのる共有別座として、四部の顔となる歴史的京就フィッ					
目		行為の制限				
基本的事項	○建築物・工作物を設置する際には、敷地周辺の景観の状況を把握し、施設の性格や地域の特性に応じて、地域全体として調和のとれたものとなるよう努める。					
高さ	阻害しないよう 特に背景となる	に高さに配慮する。 6後背の山地が形成するス	カイラインを分			
形態	するように配慮	<b>する。</b>				
- 恵匠						
屋外設備	②配管やダクト等は、道路などの公共空間から見える壁面に露出しない 慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とし目立ただにする。 ○駐車場、駐輪場は、周辺のまちなみの連続性に配慮したものとするだ					
	石材等の自然素 る面積)とし、	材色と共通する色調を基調 周辺景観との調和に配慮す	(各面において			
	色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	その他の色相	N(無彩色)		
	西都原 古墳群エリア	彩度 6 以下	彩度5以下	一(使用可)		
	古墳群	彩度4以下	使用不可	一(使用可)		
に作物の	づくものとする 以下に示すものは ①アクセント色と 水平投影面積の ②表面に着色を施 ラスなどの素材 ③市長が景観審議 ・質の高いでする	。 上記の限りではない。 して着色される部分(各壁 5分の1まで) していない木材や土壁等の 色 会の意見を聞き、次に該当 ン(色彩を含む)でランド もの。	面及び屋根面の 自然素材、金属 すると認めるも マークとなる役	鉛直投影面積又は 板、スレート、ガ の。		
	目 基事 高 形・意 屋外	<b>国本的項</b>   <b>一本的項</b>   <b>一本的項</b>   <b>一本的項</b>   <b>一本的項</b>   <b>一本的</b>   <b>一本</b>   <b>一</b>   <b>一本</b>   <b></b>	■	日本的事項		

項	目	行為の制限	
敷地・外科	構	<ul><li>○塀などを設置する場合は、歴史的景観と調和するものとし、自然素材を用いるように配慮する。</li></ul>	
		○植栽については、自然公園法に基づき、県立自然公園の普通地域においては、 エリア内の歴史的景観を阻害する植栽は避ける。	
緑化		古墳群ゾーン:植栽については、自然公園法に基づき、県立自然公園の 第2種特別地域においては県知事の許可の範囲内とし、 エリア内の歴史的景観を阻害する植栽は避ける。	
太陽光発電	<b>電設備</b>	<ul><li>○太陽光パネルの色彩は黒または濃紺もしくは低彩度、低明度、低反射で目立たないものとする。</li><li>○主要な眺望点や主要な道路から見た場合に景観を阻害しないよう植栽で修景を施すこと。</li></ul>	
		○敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を活かした開発を行う。 ○背景の丘陵地や山並みを阻害する盛土は行わない。	
開発行為		古墳群ゾーン:土地の改変については、自然公園法に基づき、第2種特別地域においては県知事の許可が必要であり、その範囲内とする。	
木竹	斜面 林等	<ul><li>○目的に応じて、伐採の範囲は必要最小限とする。</li><li>○既存の景観を極度に損ねることのないように配慮する。</li><li>○樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなどする。</li></ul>	
の伐採	生活空間における樹木	<ul><li>○既存の景観を極度に損ねることのないように配慮する。</li><li>○樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなどする。</li><li>西都原杉安陸県立自然公園の第2種特別地域内とする。</li></ul>	

- ※古墳群ゾーンは、西都原杉安峡県立自然公園の第2種特別地域内とする。
  ※古墳群ゾーンの基準が記載されていない項目は、エリアの基準を満足するものとする。



西都原古墳群エリア位置

# ■妻北エリアの景観形成基準

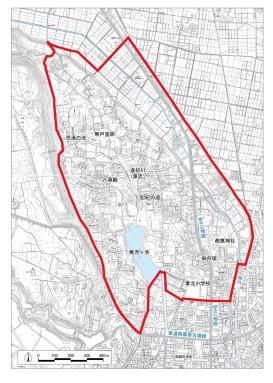
# 妻北エリアの景観形成の基本方針

# 歴史資源を活用し、記紀の道を中心とした景観づくり

歴史資源を活用し、記紀の道を中心とした景観づくり								
項	目		行為の制限	Į.				
基本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日			を設置する際には、敷地周 性に応じて、地域全体とし					
	高さ	阻害しないよう 特に稜線を阻害	○西都市の特徴的な眺望景観である西都原台地を始めとする丘陵地への眺望を 阻害しないように高さに配慮する。 特に稜線を阻害する鉄塔等の建設は避ける。 記紀の道ゾーン:建築物の高さは、10m以下(2階建て程度)とする。					
建築物・ 工作物の 建設等	形態 · 意匠	するように配慮 ○西都市の歴史的 は、その特性を	山並みを意識し外壁に自然 する。 な景観や市民に親しまれて 阻害しないよう、形態・意 と調和するものとする。	こいる景観を有す				
	屋外設備	<ul> <li>○屋外設備・外階段等は、道路などの公共空間から見えにくいように配置し修 景する。</li> <li>○室外機や高架水槽等の建築設備は、道路などの公共空間から見えない位置に 設置する。</li> <li>○配管やダクト等は、道路などの公共空間から見える壁面に露出しないよう配 慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とし目立たないよう にする。</li> <li>○駐車場、駐輪場は、周辺のまちなみの連続性に配慮したものとするためでき る限り植栽等による修景緑化とする。</li> </ul>						
		共通する色調を 観との調和に配 ※外観の基調色は	、以下の値とする。	上を目安とする面	面積)とし、周辺景			
		色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	その他の色相	N(無彩色)			
		妻北エリア	彩度6以下	彩度5以下	一(使用可)			
		記紀の道   ゾーン	彩度4以下	使用不可	一(使用可)			
建築物・コ 色彩	作物の	※表中の色相及び づくものとする	彩度については、日本工業 。	:規格Z8721(マン	/セル表色系)に基			
		①アクセント色と 水平投影面積の ②表面に着色を施 ラスなどの素材 ③市長が景観審議 ・質の高いデザイ 景観を形成する	していない木材や土壁等の色 会の意見を聞き、次に該当 ン(色彩を含む)でランド	)自然素材、金属 iすると認めるも iマークとなる役	板、スレート、ガ			

項	目	行為の制限		
敷地・外枠	構	<ul><li>○生垣、竹垣などの自然素材を用いるように配慮する。</li><li>○塀(垣根)の形状や色彩は周辺と調和するように配慮する。</li></ul>		
緑化		<ul><li>○景観形成において重要な農地は保全に努める。</li><li>○カシ、クス等の樹姿や樹勢が優れた良好な樹木は積極的に保全し、修景に活かす。</li><li>○樹種や高さについては統一感を持たせたものとする。</li></ul>		
		記紀の道ゾーン:記紀の道周辺の農地については、積極的に活用保全を する。		
太陽光発電	電設備	<ul><li>○太陽光パネルの色彩は黒または濃紺もしくは低彩度、低明度、低反射で目立たないものとする。</li><li>○主要な眺望点や主要な道路から見た場合に景観を阻害しないよう植栽で修景を施すこと。</li></ul>		
開発行為		○敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を活かした開発を行う。 ○背景の丘陵地や山並みを阻害する盛土は行わない。		
木竹の仕切	斜面 林等	<ul><li>○目的に応じて、伐採の範囲は必要最小限とする。</li><li>○既存の景観を極度に損ねることのないように配慮する。</li><li>○樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなどする。</li></ul>		
の伐採 生活空間 における 樹木		○既存の景観を極度に損ねることのないように配慮する。 ○樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなどす る。		

※記紀の道ゾーンは、記紀の道から両サイド 20m 程度の範囲 (P20 参照) とする。 ※記紀の道ゾーンの基準が記載されていない項目は、エリアの基準を満足するものとする。



妻北エリア位置

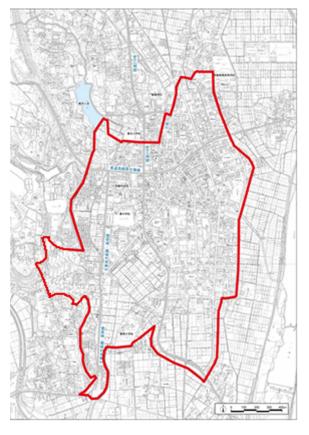
# ■市街地・商業・住居エリアの景観形成基準

## 市街地・商業・住居エリアの景観形成の基本方針

# 西都の中心拠点として、まちの賑わいや活気につながる景観づくり

項	目 目		行為の制限					
	基本的事項		を設置する際には、敷地居性に応じて、地域全体とし					
	高さ	○背景となる西都	<ul><li>○周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。</li><li>○背景となる西都原台地等の丘陵地や後背の山地が形成するスカイラインを分断しない高さとする。</li></ul>					
建築物・工作物の	形態 • 意匠	○周辺のまちなみ	と調和し、まとまりのある	形態・意匠、素	材とする。			
建設等	屋外設備	<ul><li>○屋外設備・外階段等は、道路などの公共空間から見えにくいように配景する。</li><li>○室外機や高架水槽等の建築設備は、道路などの公共空間から見えない設置する。</li><li>○配管やダクト等は 道路などの公共空間から見える壁面に露出しない。</li></ul>						
		目安とする面積	、できるだけ落ち着いた色 )とし、周辺景観との調和 、以下の値とする。		において2/3以上を			
		色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	その他の色相	N(無彩色)			
		市街地・商業・ 住居エリア	彩度6以下	彩度5以下	一(使用可)			
建築物・工作物の色彩		づくものとする 以下に示すものは ①アクセント色と 水平投影面積の ②表面に着色を施 ラスなどの素材 ③市長が景観審議 ・質の高いデザイ 景観を形成する	上記の限りではない。 して着色される部分(各壁 5分の1まで) していない木材や土壁等の 色 会の意見を聞き、次に該当 ン(色彩を含む)でランド	面及び屋根面の 自然素材、金属 すると認めるも マークとなる役	鉛直投影面積又は 板、スレート、ガ の。			

項	目	行為の制限
敷地・外構		<ul><li>○垣や塀を設置する場合は、できるだけ自然素材を使用し、周辺との色彩に配慮した修景を行う。</li><li>○塀の色彩については、周辺と調和するように配慮する。</li></ul>
緑化		<ul><li>○住宅の庭木や生垣の花については、敷地の外に向けて植えるよう努める。</li><li>○生垣などにより、道路沿いの敷地の緑化に努める。</li><li>○樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かす。</li></ul>
太陽光発電設備		<ul><li>○太陽光パネルの色彩は黒または濃紺もしくは低彩度、低明度、低反射で目立たないものとする。</li><li>○主要な眺望点や主要な道路から見た場合に景観を阻害しないよう植栽で修景を施すこと。</li></ul>
開発行為		<ul><li>○敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を活かした開発を行う。</li><li>○背景の丘陵地や山並みを阻害する盛土は行わない。</li></ul>
斜面 林等 木竹		<ul><li>○目的に応じて、伐採の範囲は必要最小限とする。</li><li>○既存の景観を極度に損ねることのないように配慮する。</li><li>○樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなどする。</li></ul>
の伐採	生活空間 における 樹木	<ul><li>○既存の景観を極度に損ねることのないように配慮する。</li><li>○樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなどする。</li></ul>



市街地・商業・住居エリア位置

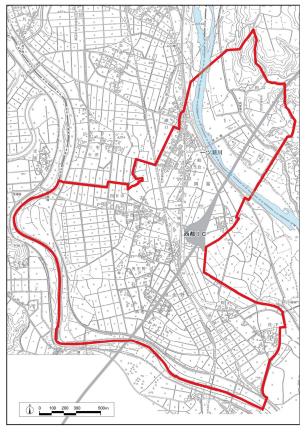
# ■西都ICエリアの景観形成基準

		=	= 60 = 4	N _ 4		
西都 T	C = 1	アのき	<b>計算計分析</b>	$\nabla O$	弘本 万	計

## 西都の玄関口としての景観づくり

	西都の玄関口としての景観づくり							
項	目		行為の制限	Į.				
	基本的事項		○建築物・工作物を設置する際には、敷地周辺の景観の状況を把握し、施設の性格や地域の特性に応じて、地域全体として調和のとれたものとなるよう努める。					
	高さ	- / -	から突出しない高さとなる 原台地等の丘陵地や後背⊄ する。		~			
建築物・	形態 -	するように配慮	山並みを意識し外壁に自然 する。					
工作物の	意匠	インに対する影						
建议等	■ 全外設備・外階段等は、道路などの公共空間から見えにくいように 景する。 ○室外機や高架水槽等の建築設備は、道路などの公共空間から見えた。 設置する。 ○配管やダクト等は、道路などの公共空間から見える壁面に露出した。 慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とし目立たにする。 ○駐車場、駐輪場は、周辺のまちなみの連続性に配慮したものとする。 る限り植栽等による修景緑化とする。							
		目安とする面積 ※外観の基調色は	、できるだけ落ち着いた色 ) とし、周辺景観との調和 、以下の値とする。	に配慮する。				
		色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	その他の色相	N(無彩色)			
		西都ICエリア	1000	彩度5以下	一(使用可)			
建築物・工作物の色彩		づくものとする 以下に示すものは ①アクセント色と 水平投影面積の ②表面に着色を施 ラスなどの素材 ③市長が景観審議 ・質の高いデザイ 景観を形成する	上記の限りではない。 して着色される部分(各壁 5分の1まで) していない木材や土壁等の 色 会の意見を聞き、次に該当 ン(色彩を含む)でランド	面及び屋根面の 自然素材、金属 すると認めるも マークとなる役	鉛直投影面積又は 板、スレート、ガ の。			

項	目	行為の制限
敷地・外村	構	○垣や塀を設置する場合は、できるだけ自然素材を使用し、周辺との色彩に配慮 した修景を行う。
<b>縁化</b> る。 ○生垣などにより、道路沿いの敷地の緑化に努める。		
太陽光発電設備		<ul><li>○太陽光パネルの色彩は黒または濃紺もしくは低彩度、低明度、低反射で目立たないものとする。</li><li>○主要な眺望点や主要な道路から見た場合に景観を阻害しないよう植栽で修景を施すこと。</li></ul>
開発行為		○敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を活かした開発を行う。 ○背景の丘陵地や山並みを阻害する盛土は行わない。
斜面 林等 木竹		<ul><li>○目的に応じて、伐採の範囲は必要最小限とする。</li><li>○既存の景観を極度に損ねることのないように配慮する。</li><li>○樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなどする。</li></ul>
の伐採	生活空間 における 樹木	<ul><li>○既存の景観を極度に損ねることのないように配慮する。</li><li>○樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなどする。</li></ul>



西都ICエリア位置

#### 5.3 眺望確保範囲の考え方

市街地、中段域、西都原台地が連続する眺望は、西都の景観の特徴を最もよく表している景観のひとつであると考えられる。

これらは、市民の心象風景に根ざした郷土に対する愛着を育むとともに、来訪者にとっても、非常に価値のある西都を代表する景観である。この景観を保全し次世代に引き継いでいくことは、西都市における景観施策の重要課題の一つであることから、対象となる視点場からの眺望を確保を図っていくものとする。

#### <視点場の選定の考え方>

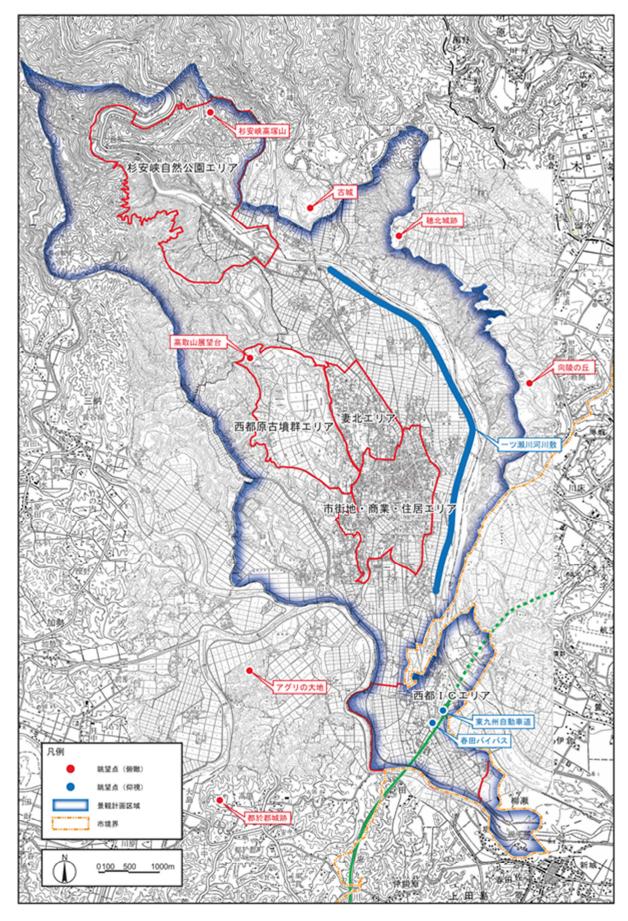
視点場の選定基準は、西都原台地、九州中央山地など背景となる山並み等が展望できる場所が考えられる。また、その視点場からの眺望時間や印象度を考慮して選定することが必要である。

向陵の丘等の茶臼原台地からの眺望、西都の玄関口の一つである高速道路からの眺望、 一ツ瀬川の堤防からの眺望、杉安峡高塚山からの眺望等が考えられる。

ここで、視点場となり、西都を一望できる場所を中心に考えていくものとするが、高速 道路からの眺望については、短時間しか見えない場所であるが西都を訪れる多くの来訪者 が最初に見る場所であるため重要な場所と位置づけられる。

この眺望点における基準は順次作成していくものとし、今回は、西都IC周辺からの眺望点を参考事例として示す。

なお、視点場の眺望確保範囲は、緑地や農地の保全に努めるとともに、建築物等の高さは基準線を超えないものとする。ただし、市長が景観審議会の意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるものは、この限りではないとする。



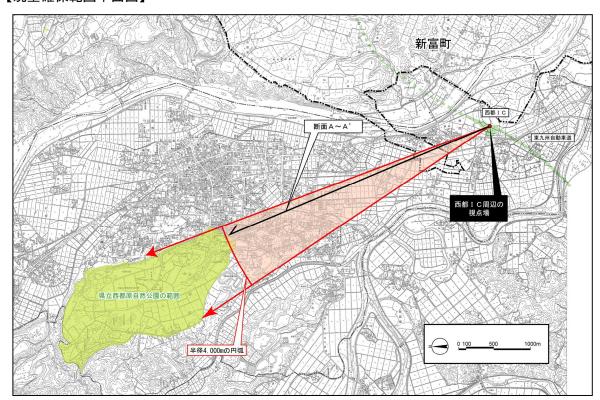
図ー景観計画区域の眺望点候補位置図

## 例) 西都 IC 周辺

#### ■眺望確保範囲

西都IC周辺から西都原台地を眺望したときに、西都原台地の斜面林をすべて含んだ眺望を確保する。

#### 【眺望確保範囲平面図】



再生の森展望台から西都原台地への眺望確保範囲における建築物、工作物の高さの限度(基準線)

## 第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物(建築物及び工作物) または樹木について指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び 継承を図る。

本計画では、多くの市民に親しまれている建造物や樹木のうち、まだ文化財等の指定がなされていないが景観において重要であり、道路その他の公共の場所から容易に眺められるものを対象として、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を以下のように定める。

#### 6.1 景観重要建造物の指定の方針

歴史・文化的な価値を有し、市民に親しまれている建造物で、優れたデザインや地域のシンボルとなる、また眺望の目標物である等、地域の景観形成上重要であると認められたものについて、所有者の合意を得たうえで景観重要建造物として指定する。

特に西都の歴史・文化を今に伝える建築物等を中心として、地域住民等の発意の元に、指定することが望ましい対象を抽出し、所有者の合意の上で指定に努める。

#### 6.2 景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森、また学校施設の敷地内に所在する記念樹や保存樹等の中から、地域の自然や歴史、文化、暮らし等と密接に関わり親しまれ、 景観形成上重要であると認められたものについて、所有者の合意を得たうえで景観重要樹木として指定する。

特に妻北エリア、市街地・商業・住居エリアにおいて、地域住民等の発意の元に、シンボルとなる樹木や、良好な景観の形成に寄与する樹木等、指定することが望ましい対象を抽出し、所有者の合意の上で指定に努める。

## 第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

#### 7.1 景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設は、道路、河川、都市公園等のうち、景観資源として景観形成の取り 組みを周辺と一体的に行うことが望ましいものについて、地域の景観形成上重要な公共施 設として管理者等との同意を得て、景観重要公共施設に指定する。

景観重要公共施設の指定に関する基本的な基準は、以下の通りとする。

#### 指定に関する基本的な基準

- ①景観の骨格となる軸や景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する 必要がある施設
- ②地域住民などが積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設
- ③当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取り組みが 期待できるもの
- ④大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与えるも の
- ⑤その他、良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進する必要 がある地域に位置する施設

#### 7.2 景観重要公共施設

景観計画区域内の以下の公共施設については、「景観重要公共施設」とする。

#### 都市公園

- 特別史跡公園西都原古墳群
- 西都原運動公園
- 清水台総合公園
- 稚児ケ池公園
- 杉安川仲島公園

#### 河 川

二級河川

### 道 路

- ・高速自動車国道
- 一般国道
- 県道
- ・市道のうち以下のもの
  - ①都市計画道路に指定された市道
  - ②上記以外の幹線1級市町村道、幹線2級市町村道

# 7.3 整備に関する事項

整備に関しては、本計画の方針に加え、以下の事項に基づくこととする。

# ○特別史跡公園西都原古墳群に関する事項

	整備等に関する事項
基本方針	歴史・文化資源が豊富に残っている西都原古墳群は、周辺に農地が広がり歴史と自然、が一体となった良好な景観が形成されており、その保全を図る。 〇古墳と農地が織り成す西都原古墳の景観を後世へ引き継ぐために、既存農地の適切な活用を図るとともに、周辺整備においては、この良好な景観と調和を図る。 〇維持管理においては、古墳群のイメージを損なわないように、特色ある景観の創出に寄与するものとする。
建築物	<ul><li>○西都原古墳群エリア及び古墳ゾーンの景観形成基準に準拠し、平屋建てを原則として、植栽等により遮蔽し目立たないものとする。</li><li>○規模は最小限に抑えるものとし、違和感や圧迫感を与えない意匠、周囲から著しく突出しない意匠とする。</li></ul>
舗装	<ul> <li>○舗装の基調色(主に用いられる色彩)はできるだけ落ち着いた色彩とし、周辺景観と調和したものとする。なお、誘導等のための着色は、周辺景観を損なう恐れがあるため原則行わないものとする。</li> <li>値相 R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄) N(無彩色)</li> <li>基準値 彩度4以下 ー(使用可)</li> <li>※表中の色相及び彩度については、日本工業規格 Z8721 (マンセル表色系)に基づくものとする。</li> </ul>
防護柵等	○周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性及び統一性の確保に努める。
擁壁	<ul><li>○できるだけ巨大、長大とならないようにする。加えて緑化等の工夫を行い、周辺との調和を図り圧迫感を軽減する。</li><li>○擁壁の素材は自然素材を用いるよう努める。</li></ul>
その他	<ul> <li>〈案内板&gt;</li> <li>○案内板については、周辺の景観に配慮し必要最小限にとどめるものとする。なお、設置については、眺望を遮らないよう配慮する。</li> <li>○使用する素材は、周辺の景観と調和するものを用いる。</li> <li>〈駐車場&gt;</li> <li>○駐車場の整備にあたっては、周辺景観との調和に留意した配置とする。</li> <li>〈四阿・ベンチ&gt;</li> <li>○石材や木材等の自然素材を用いる。自然素材を用いることができない場合は、四阿やベンチの一体性や周辺景観と調和に留意し、必要最小限にとどめる。</li> <li>〈その他付帯施設&gt;</li> <li>○周辺景観に調和した形式、色彩に統一を図る。</li> </ul>

# 〇西都原運動公園に関する事項

	整備等に関する事項		
基本方針	歴史・文化資源が豊富に残っている西都原古墳群との調和を図る。		
建築物	<b>建築物</b> ○西都原古墳群エリア及び古墳ゾーンの景観形成基準に準拠し、平屋類		
	を原則とする。		
	○規模は最小限に抑えるものとし、違和感や圧迫感を与えない意匠、周囲		
	から著しく突出しない意匠とする。		
園路広場等	○緑化等に努め、西都原古墳群と調和する意匠とする。		
<i>1</i> +=#+m <i>'</i> +=	○周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性および統一性の確保		
防護柵等 ————————————————————————————————————	に努める。		
遊具	○西都原古墳群と調和する意匠とする。		
 案内板	○周辺の景観に配慮し必要最小限にとどめるものとする。なお、設置につ		
	いては、眺望を遮らないよう配慮する。		
	○使用する素材は、周辺の景観と調和するものを用いる。		
駐車場	○周辺景観との調和に留意した配置とする。		
四阿・ベンチ	○石材や木材等の自然素材を用いる。自然素材を用いることができない場		
	合は、四阿やベンチの一体性や周辺景観と調和に留意し、必要最小限の		
	範囲にとどめる。		
その他の附帯施設	○周辺の景観に配慮し必要最小限にとどめるものとする。なお、設置につ		
	いては、眺望を遮らないよう配慮する。		
	○使用する素材は、周辺の景観と調和するものを用いる。		

# ○清水台総合公園に関する事項

	整備等に関する事項		
基本方針	背景となる山並みとの調和を図る。		
建築物	<b>建築物</b> ○景観計画区域内の景観形成基準に準拠する。		
園路広場等	○緑化等に努め、周辺景観と調和する意匠とする。		
防護柵等	○周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性および統一性の確保 に努める。		
遊具	○周辺景観と調和する意匠とする。		
案内板	○周辺景観と調和する意匠とする。使用する素材についても、周辺の景観 と調和するものを用いる。		
駐車場	○周辺景観との調和に留意した配置とする。		
四阿・ベンチ	○周辺景観と調和する意匠とする。		
その他の附帯施設	○周辺景観に調和した形式、色彩に統一を図る。		

# 〇稚児ケ池公園に関する事項

	整備等に関する事項	
基本方針	記紀の道及び周辺の歴史的景観との調和を図る。	
<b>建築物</b> ○妻北エリア及び記紀の道ゾーンの景観形成基準に準拠する。		
園路広場等	○緑化等に努め、周辺景観と調和する意匠とする。	
防護柵等	○周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性および統一性の確保 に努める。	
遊具	○周辺景観と調和する意匠とする。	
案内板	○周辺景観と調和する意匠とする。使用する素材についても、周辺の景観 と調和するものを用いる。	
駐車場	○周辺景観との調和に留意した配置とする。	
四阿・ベンチ	○周辺景観と調和する意匠とする。	
その他の附帯施設	○周辺景観に調和した形式、色彩に統一を図る。	

## ○杉安川仲島公園に関する事項

	整備等に関する事項		
基本方針	背景の自然との調和を図る。		
建築物	<b>建築物</b> ○杉安自然公園エリアの景観形成基準に準拠する。		
園路広場等	園路広場等 ○緑化等に努め、周辺景観と調和する意匠とする。		
防護柵等	○周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性および統一性の確保 に努める。		
遊具	○周辺景観と調和する意匠とする。		
案内板	○周辺景観と調和する意匠とする。使用する素材についても、周辺の景観 と調和するものを用いる。		
駐車場	○周辺景観との調和に留意した配置とする。		
四阿・ベンチ	○周辺景観と調和する意匠とする。		
その他の附帯施設	○周辺景観に調和した形式、色彩に統一を図る。		

# ○道路に関する事項

	整備に関する事項				
	金田に関する争攻				
基本方針	みの雰囲気を ○道路施設は 割を担って ○道路に求め び維持管理 ○街路樹や杯	会損なうことのな は、沿道の建築物 こいるため、地域 かられる機能の本 理に努め、良好な 直栽帯の設置に努	」め歴史的資源が数多くあいよう、景観に配慮したりや土地利用と一体となった特性や周辺景観に配慮して質を認識し、機能と景観に道路空間とする。	道路の整備を行うて地域の景観を見た道路景観整備に の両面において通	う。 印象付ける役 こ努める。 適正な整備及
			と上やむを得ない場合を除		
舗装	<ul> <li>○道路特性や地域特性に配慮した色彩及び素材とし、まちなみ等沿道景観と一体となった整備を行う。</li> <li>○舗装の基調色(主に用いられる色彩)はできるだけ落ち着いた色彩とし、周辺景観と調和したものとする。なお、交通安全上の着色は、周辺景観を損なう恐れがあるため路面全体の着色は行わず、必要最小限の表示にとどめる。</li> <li>舗装の色彩の基準値は、以下の通りとする。</li> <li>&lt;西都原古墳群ゾーン&gt;</li> </ul>				
		色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	N(無彩色)	
		基準値	彩度4以下	一(使用可)	
	<記糸	己の道ゾーン>			J
		色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	N(無彩色)	
		基準値	彩度4以下	一(使用可)	
	<そ <i>0</i>	)他の地域>			1
		色相	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	その他	
		基準値	彩度6以下	彩度5以下	
	※表中の色札 くものとす		いては、日本工業規格 Z872	21(マンセル表色	色系)に基づ
防護柵等	○周辺景観 & る。	:調和したデザイ	ン及び色彩とし、連続性	及び統一性が図オ	いるよう努め
擁壁		巨大、長大となら 自感を軽減するよ	ないように配慮し、緑化で こう努める。	等の工夫を行い、	周辺と調和
橋梁			R慮したデザイン、色彩及 橋脚等の総合的なデザイ		_
その他	の使用を の高い盛土権	食討する。また、 構造の道路につい	「属物は、周辺景観と調和 既存設置の標識類との統 いては、景観改変の影響を は、推進に努める。	一性に努める。	

# 〇河川に関する事項

	整備に関する事項
基本方針	景観を形成する重要な要素の一つであり、水辺空間が憩いの場であることから、地域特性や周辺景観と調和を図る。 ○河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、河川環境を保全し、市民の憩いの場となる親水空間の創出、緑化、広場や歩道の設置など、親しみのある河川空間の整備に努め、適正な維持管理を行い、良好な河川空間とする。
河川施設	<ul><li>○護岸を設置する場合は、周辺景観と調和したものとなるように努める。また親水性に考慮するよう努める。</li><li>○水門を設置する場合は、周辺景観と調和したものとなるよう努める。</li><li>○付帯施設においては、その場所の景観形成基準に準拠する。</li></ul>

## 第8章 今後の取り組み

#### 8.1 景観形成の取り組み体制

#### (1) 西都市景観審議会

良好な景観形成に向けて、西都市景観形成基本方針及び本計画の策定又は変更にあたっては、景観の専門家などで構成する第三者機関の西都市景観審議会に諮り、専門的な指導・助言をいただき、良好な景観形成における透明性の確保や取組などの適正な運用を図ることとする。

また、西都市景観審議会は新たな施策を検討する際など、必要に応じて専門部会をおき、さらに公募等による市民の参画を得るなどして、詳細な検討を行うことができる。

今後は、この西都市景観審議会を、本市における景観まちづくりに係る審議調査機関として位置づける。

#### (2) 都市計画審議会

景観法律第9条第2項により、景観計画の策定・変更の際には都市計画審議会の意見を聴くこととされている。

また、今後景観地区、地区計画制度による景観誘導も想定されることなど、本市の景観まちづくりの推進にあたっては、都市計画制度と景観制度の一体的な運用が一層求められてくることが考えられる。そこで本市においては、西都市景観審議会との役割分担を明確にし、連携強化を図っていく。

### (3) 行政機関や庁内における連携

市内の景観形成に係る各行政機関との円滑・有効な協議、隣接市との連携及び整合のとれた景観形成の推進のため、関係機関との協議・連携を図っていく。

#### 8.2 市民、事業者による景観まちづくりの取り組み促進・支援

#### (1) 市民意識の高揚

良好な景観形成の実現は、景観の大切さを認識し、郷土愛に根ざした景観づくりへの強い意思を市民、事業者、行政が持って初めて可能になる。しかしながら、現在景観形成に対する意識は必ずしも高いとは言えないことから、本計画を広く周知することにより、自分たちの住むまちの環境や景観に関する具体的な取り組みについて意識の高揚を図っていく。

- 西都市景観計画のPRパンフレットの作成、配布
- ・シンポジウム、出前講座等による啓発
- ・広報紙やホームページ等での情報提供

#### (2)協働による景観づくり

良好な景観形成を進めるためには、市民の生活や企業活動など、普段からの景観形成に 対する参加意識が不可欠であり、景観のルールづくりの必要性を主体的に考える機会が必 要である。また、公共的な事業など、身の回りのことだけでなく、広範囲の地域に関わる 各種の事業に市民が加わっていくことも必要である。

こうしたことから、本計画策定に際して開催したワークショップ等による景観形成に関するルールづくり体験を引き続き実施し、市民が問題意識を共有してアイデアを出し合う場への参加、機会を増やしていくものとする。

- 景観形成のルールづくり体験を行うワークショップ等の開催
- 市民が景観に関する意見交換のできる場の提供

#### (3) 市民の主体的な活動と事業者の協力体制の構築

行政との協働による景観づくりを行いながら、市民が主体的に活動し、景観まちづくりを行うことが市民の責務である。市民の活動の中から景観協議会をつくり、市民が主体的に景観形成を図っていくことが重要である。また、事業者は、市民が作ったルールに従いより良い景観を形成していくため協力していくことが重要であり、積極的に協力していく体制を作って行くものとする。

## 8.3 モニタリングの実施

本計画は、西都市における将来の景観形成の方向性を示したものである。そのため、定期的に景観の現状を把握し、変遷を把握していく必要がある。今後、定期的に、モニタリングを実施していくものとする。景観の形成にはある程度の年月が必要であることを踏まえて、10年程度に一度、この計画に定めた基準等による、効果や課題について検証するものとする。

また、本計画を実施後、3年程度で一度、基準、申請等における効果や課題について検証し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。